

手続の経緯と費用の概算 - 特 許

(1) 出願時の費用

特許出願をする場合、法律で定められている様式に従って書類及びデータを作成し、特許庁に提出します。この出願手続に必要な費用は、特許庁に支払う印紙代と、弊所が頂戴する手数料及び書面作成代とに大別されます。印紙代は法定されている金額に準じます。また、印紙代以外の手数料等は、弊所が独自に定めた金額です。この内、出願手数料、情報入力代及び図面代については、出願する内容が複雑であれば、その説明(特許請求の範囲、明細書及び図面)のための書面の枚数も多くなりますので、それに応じて費用も高くなります。要約作成手数料及び電子化手数料は、変動せず固定の料金です。以下は、請求項が3、明細書等が10枚、図面が5枚の特許出願の場合の費用計算の一例です。以下は消費税別の金額です。

特許庁に納める印紙代	14,000
出願手数料	180,000
2項目以降の請求項毎に加算される額	
(例) 3 …… 10,000 × 2	20,000
要約作成手数料	4,200
電子化手数料	8,500
情報入力代 (A4) 7,000 × (例) 10 枚 =	70,000
図面代 (A4) 5,000 × (例) 5 枚 =	25,000
合計	321,700

(2) 出願後の費用

特許出願しても、その後、3年の間に(出願と同時に可)、特許庁に「出願審査の請求」をすることができます。この「出願審査の請求」を行わない場合、その出願の内容は審査(実体審査)されず「取り下げられたもの」とみなされます。自社で権利を取得する目的ではなく、他所に権利を取得されないために行う出願(防衛出願)や、当初は権利を取得する予定であったが、その後一切商品化しないこととなった場合のように事情が変更された時は、この手続は不要となりますが、権利を取得したい場合には、この手続が必須となります。

以下は、請求項の数が3の特許出願を例とした費用です。以下は消費税別の金額です。

1. 出願審査請求手続	
特許庁に納める印紙代(基本料)	118,000
請求項の数 (例) 3 × 4,000 =	12,000
手数料	10,000
合計	140,000

上記出願審査請求により、審査官は審査を開始します。審査官が、問題なく特許すべきであると判断した場合は、下記(3)の特許査定がなされ、以下の費用は不要です。しかし、例えば「過去に同じ発明が出願されている」等として、特許庁から拒絶理由通知が送付された場合や、出願した内容と比べて多少の補正をすれば特許されると考えられる場合や、審査官の判断に誤りがあると思われるれば、以下の手続補正書及び/又は意見書を提出することができます。

2.拒絶理由通知に対する応答	
手続補正書の提出(特許請求の範囲,明細書又は図面の補正)	60,000
意見書の提出	60,000
2項目以降の請求項毎に加算される額	
(例) 3 3,000 × 2	6,000
合計	(*)126,000

(3)特許査定

拒絶理由が発見されない場合には,"特許査定"と言う処分がされます。この場合、弊所で代理させていただいた事件が成功を見たということで、以下の成功謝金を頂戴いたします。そして、登録料として特許料を特許庁に納付することにより、特許権が発生いたします。この費用は、第1～3年分は、一度に納付しなければならず、第4年分以降は毎年支払う必要があります。この支払がなされない場合には、特許権は消滅します。以下は消費税別の金額です。

成功謝金	100,000
請求項数 (例) 3 10,000 × 2	20,000
合計	120,000
特許料(登録料)の納付 特許庁への印紙代 (第1～3年分)	
[2,100 + (200 × 請求項数 3)] × 3年分 =	8,100
手数料	10,000
合計	18,100
4年目の特許料 - 手数料込み	17,900
5年目の特許料 - 手数料込み	17,900
6年目の特許料 - 手数料込み	17,900
7年目の特許料 - 手数料込み	33,800
8年目の特許料 - 手数料込み	33,800
9年目の特許料 - 手数料込み	33,800
10年目の特許料 - 手数料込み	78,300
11年目の特許料 - 手数料込み	78,300
12年目の特許料 - 手数料込み	78,300
13年目の特許料 - 手数料込み	78,300
14年目の特許料 - 手数料込み	78,300
15年目の特許料 - 手数料込み	78,300
16年目の特許料 - 手数料込み	78,300
17年目の特許料 - 手数料込み	78,300
18年目の特許料 - 手数料込み	78,300
19年目の特許料 - 手数料込み	78,300
20年目の特許料 - 手数料込み	78,300
以上の費用総合計【但し(2)の*は不含】	1,616,200

【備考】

医薬品等に延長登録が認められた場合	
21年目の特許料 - 手数料込み	78,300
22年目の特許料 - 手数料込み	78,300
23年目の特許料 - 手数料込み	78,300
24年目の特許料 - 手数料込み	78,300
25年目の特許料 - 手数料込み	78,300

(4) その他の手続

	手数料	成功謝金	特許庁に納める印紙代
訂正審判請求	170,000	170,000	49,500+5,500 × 請求項数
無効審判請求	400,000	400,000	49,500+5,500 × 請求項数
拒絶査定に対する審判請求	190,000	190,000	49,500+5,500 × 請求項数

手数料に関しましては、経済情勢の変化や案件の量又は難易度により変更される場合がありますので、予めご了承ください。

平成28年4月1日改定（特許庁印紙代改定による）

手続の経緯と費用の概算 - 実用新案

(1) 出願時の費用

実用新案登録出願をする場合、法律で定められた様式に従った書類又はデータを作成し、特許庁に提出します。この出願手続に必要な費用は、特許庁に支払う印紙代と、弊所が頂戴する手数料及び書面作成代とに大別されます。印紙代は法定されている金額に準じます。また、印紙代以外の手数料については、弊所が独自に定めた金額です。この内、出願手数料、情報入力代及び図面代については、出願する内容が複雑であれば、その説明(実用新案請求の範囲、明細書及び図面)のための書面の枚数も多くなりますので、それに応じて費用も高くなります。要約作成手数料及び電子化手数料は、変動せず固定の料金です。以下は、請求項が5、明細書等が10枚、図面が7枚の実用新案登録出願の場合の費用計算の一例です。以下は消費税別の金額です。なお、実用新案登録出願は無審査で登録がされることから、他(特許、意匠、商標)とは異なり、出願と同時に登録料の納付をします。

特許庁に納める印紙代	14,000
出願手数料	175,000
2項目以降の請求項毎に加算される額	
(例) 5 …… 9,000 × 4 =	36,000
要約作成手数料	4,200
電子化手数料	8,500
情報入力代(A4) 7,000 × (例) 10枚 =	70,000
図面代 (A4) 5,000 × (例) 7枚 =	35,000
小計	342,700
登録料の納付 特許庁への印紙代 (第1～3年分)	
[2,100 + (100 × 請求項の数5)] × 3年分	7,800
手数料	10,000
小計	17,800
合計 (小計 + 小計)	360,500

(2) その後の費用

以下は消費税別の金額です。

技術評価書を請求する場合	
特許庁に納める印紙代	42,000
1,000 × 請求項の数 (例) 5	5,000
手数料	11,000
小計	58,000
登録料の納付 特許庁への印紙代 (第4～6年分)	
毎年 6,100 + [300 × 請求項の数(例) 5]	
即ち 7,600 + 10,000(手数料) = 17,600	
17,600 × 3年分 =	52,800
小計	52,800
登録料の納付 特許庁への印紙代 (第7～10年分)	
毎年 18,100 + [900 × 請求項の数(例) 5]	
即ち 22,600 + 10,000(手数料) = 32,600	
32,600 × 4年分 =	130,400
小計	130,400
合計 (小計 + 小計 + 小計)	241,200
総合計(合計 + 合計)	601,700

手数料に関しましては、経済情勢の変化や案件の量又は難易度により変更される場合がありますので、予めご了承ください。

平成28年4月1日改定（特許庁印紙代改定による）